

公益社団法人への移行の経緯

土木学会は2011年3月30日内閣府公益認定等委員会より通知を受け、4月1日には登記を終えて新しい公益社団法人になりました。未曾有の大震災からの力強い復興に大きな貢献が求められる今、その意味は大きい。

1. 公益法人制度の改革

(1) 背景

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、旧来の公益法人制度に見られた主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等様々な問題に対応するため、新たな法人制度が導入されることとなった。2006年5月に公益法人制度改革関連3法が成立し2008年12月に施行されて、従来の公益法人は特例民法法人として移行期間に入った。

2006年時点で24,893の公益法人が存在し、うち6,776が国の所管法人であった。これら民法に基づいて設立された旧公益法人は5カ年の移行期間を経て2013年12月までに一般社団法人・一般財団法人または公益社団法人・公益財団法人に移行しない場合解散したものとみなされることとなった。

(2) 公益法人制度改革の仕組み

1) 公益法人制度改革のポイント

公益法人制度改革のポイントは、社団法人あるいは財団法人に関して、それらの設立と公益性の判断とを分離したことにある。すなわち、①法人の設立に関しては主務官庁制・許可主義を廃止し一定の要件を満たしていれば登記できる（準則主義）としたこと、他方②公益法人は明確な基準に基づき民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき内閣総理大臣（2県以上にまたがる地域で活動する法人の場合）又は都道府県知事が認定することとなったことである。

法人登記はある意味で容易になり、活動に関しても自由度が増したと言ってよい。その代わり、法人自らが責任を持って自主的・自律的に運営を行なっていくよう、法律で内部統治（ガバナンス）に関する様々な事項を明確に定めることが求められるようになった。特に民法ではあいまいな部分のあった総会、理事会の権限や義務が法律に定められ、理事会には役員本人の出席が求められるなどの変革がなされた。また税制上の優遇措置は公益法人でなければ認められないこととされた。また同様に、一般社団（財団）法人（以下、「新一般法人」という）の場合は、移行時点で保有している公益目的財産を、自ら設定した期間の中で公益目的事業のためにすべて消費してゆく公益目的支出計画を策定し実施する必要がある。

2) 公益社団（財団）法人の認定

公益社団（財団）法人（以下、「新公益法人」という）として認定を受けるためには、①財務状況を健全に保つための経理的基礎を有すること、②公益目的事

業を実施できる技術的能力を有すること、③特定の者に利益を与える行為を行わないこと、④収支相償であること、すなわち公益目的事業にかかる収入の額は、その事業に必要な適正費用を償う額を超えないこと、⑤公益目的事業比率、すなわち公益目的事業に要する費用が、事業費および管理費の合計額に対して50%以上であること、及び⑥遊休財産額が1年分の公益目的事業費相当額を超えないことが必要である。さらにこれらの条件を満たしているかどうかについては永続的に内閣府の監督を受けることになる。

3) 新公益法人の特典

税制において、収益事業に対しては新一般法人と同等の扱いになるものの、新公益法人の特典として、収益事業から公益目的事業への支出を同一法人内であっても寄付金とみなし、損金算入できることがある。また更に、新公益法人は国税に関して寄付優遇の対象となる「特定公益増進法人（特増法人）」に該当し、①個人が寄付をした場合、その寄付金額から2,000円を差し引いた金額がその個人の所得から控除され、②法人が寄付した場合は、（所得金額の5.0%＋資本金等の額の0.25%）×1/2を限度として損金算入されるといった特典がある。

結局、新一般法人としての運営に比べて、新公益法人では事業に関して常に公益性を意識し、かつ財政的にも収支相償をチェックしつつ、よりバランスのとれた健全経営を行うことが義務付けられていることから社会的な評価、信用が高いといえる。結果として円滑な学会活動が期待され、学会会員にとっても価値のある存在となるであろう。

また合わせて、特増法人同等の扱いを受けることから寄付を受けやすくなり、財政的な面からも活動がよりやりやすくなることが期待される。

2. 土木学会の選択と経緯

以上のような考察のもとに、2008年6月理事会において、学会活動は公益社団法人として活動がふさわしいこと、また、定款改正等の移行準備に当たって、公益性をより重視するものの、現在の学会の活動内容、組織運営を基本的に維持することが承認された。準備にあたっては事務局内に事務局長を長とするタスクフォースを編成して詳細な検討を進めた。さらに全体の方針の確認と公益社団法人移行の課題等を検討するため、稲村肇政策研究大学院大学客員教授を座長とする「公益法人移行準備会議」を設置し土木学会の公益活動に関する検討を行った。2009年総会では公益社団法人としての要件を満たすように改めた定款が承認され、さらに細則、関連規程の整備、会計諸システムの再構築を行なったうえで、2010年3月に正式に公益社団法人への移行認定の申請を行なった。定款案に関しては、移行後最初の代表理事の明記など公益認定等委員会事務局の指導による修正が2010年5月の総会で承認された。その後同事務局との調整を経て、平成23年3月30日に認定証の交付を受け、今回の登記に至った。

実際に公益認定を受けるためのハードルとしては、①法人法で求められている内部統治の一層の明確化、②公益事業比率の確認のための事業体系及び会計シス

テムの整理、③各種基金などに関する公益目的財産としての整理などが大きなものであった。

3. 新しい定款・細則の特徴

(1) 公益目的事業の明記

公益目的事業とは、認定法上の概念であり、①学術、技芸、慈善その他の公益に関する（同法の）別表各号に掲げる種類の事業であって、②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうとされる。前述のように、定款に定める学会の事業を整理したうえで、その性格、定款との対応、実施担当部門等を勘案して6つの公益事業として再編成し、細則に規定した。その内容は次項に詳述する。

(2) 内部統治（ガバナンス）の明確化

今回法人法により理事会の権限に法的な根拠が示された。すなわち理事会は総会に次ぐ意思決定機関として明確に位置づけられた。公益社団法人への移行に伴い、事業計画及び収支予算に関しては、理事会の決定事項に変更される。また理事会が次年度の理事会の権限に属することを決定することは法律により不可能となった。理事の責任も明確になり、会長を法人法上の代表理事とし、そのほかのすべての理事が業務執行理事として業務の執行に法的な責任を持つこととなった。

また、支部も組織としては理事会のもとで活動をするものとして、指揮命令系統と責任を明確にする基本的な規定を整備した。特に支部会計責任者の明確化と実務的な会計処理システムの整備を合わせて行っている。

(3) 議決権の代理行使

正会員の基本的権利として総会の議決権があるが、公益社団法人への移行に際しての定款の変更において、委任状による代理行使が明記された。

4. 事業の公益性保持に関する準備手順

公益社団法人への移行検討は公益目的事業の定義を理解することから始まった。公益目的事業の定義は前述のとおりであるが、さらに具体の作業指針として示したものが「公益認定等ガイドライン」の中の「公益目的事業のチェックポイント」であり、以下のような手順で学会の事業の公益性のチェックを行った。

(1) 定款と学会事業の対応

まず、20に分類された学会の小事業をその性格、定款との対応、実施担当部門等を勘案して6つの公益事業として再編成し、収支相償算定の際の基本的なまとまりとすることとした。その際従来適切に表現されていなかった土木技術者資格認定などを定款に定める事業に追加したほか、図書館事業などに関して表現の整理を行った。

その中で最も重要な土木学会の事業に関して新旧定款の違いと関連する細則の

規定、及び6つの公益事業の内容を表-1に示す。

(2) 「公益認定等ガイドライン」に従った学会事業の整理

土木学会の20の小事業が「公益認定等ガイドライン」に示された17事業区分のどの事業に相当するかを検討した。⇒ 表-2参照

大部分の事業は現在のままで公益性の説明ができると思われるが、ごく一部に従来のままでは、「不特定多数の者の利益の増進」の視点から不十分と思われるものも散見されたので以下のような措置を行っている。

- ① 公益性は有すると考えられるものの、一部の講習会等で会員限定的な運用があるものは、一般公開等を徹底した。
- ② 公益的な事業であると考えられるが、従来税法上収益事業に分類されていた出版事業および受託事業については、公益事業の要件を満たすように新たに事業の定義を明文化したうえでそれぞれ公益出版事業、公益受託事業とした。

表-3および表-4に公益出版事業および公益受託事業の定義を示す。

事業の分類に当たってその性格付けについて明確にした活動は以下のようなものである。

- ① 論文集発行は優れた論文を選定して世に公表するという性格であり、表彰・助成事業に分類され、ガイドラインの分類では「表彰・コンクール」に対応するとした。
- ② 公益出版、学会誌発行はともに学会の調査研究成果の公表、アウトリーチ活動であり調査研究事業に含まれ、ガイドラインの分類では「調査・資料収集」に対応するとした。
- ③ 図書館事業は、同じく「調査・資料収集」に対応するとした。

(3) その他の検討

平成21年度の収支実績をもとに算定した公益目的事業比率は86.7%であって、公益社団法人の要件としてクリアしなければならない50%以上を満たし、公益性が十分に確保されている。

さらに、経営の健全性を示す指標として適正な遊休財産比率（遊休財産／公益目的事業に費やす費用）が求められているが、おおむね46%であって要件である100%以下を満たしている。

4. 今後の手続きと新たな展開

(1) 手続き

旧法人の平成22年度決算書の作成と総会による承認が必要であるが、これは5月27日に予定されている総会に付議される。また公益社団法人としての平成23年度事業計画書および予算書は、前述のとおり3月理事会ですでに承認されたものが引き継がれる。

また、実務的な変更として、予決算を従来の収支金額ベースから正味財産ベースのものに変更する必要があるが、当面は両方式を平行して作成し、会員の皆様にも分かりやすくすることとしている。

(2) 新たな展開

土木学会は今回の移行を機会に公益社団法人にふさわしい活動内容を積極的に充実させて、学会会員、土木技術者、さらには社会に貢献するようモデルチェンジを行うべきと考えている。

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う大災害や2009年スマトラ島沖地震など、ここ10数年わが国のみならず世界中が相次ぐ大災害に見舞われている。われわれ土木技術者は国民の安全性の確保・向上という意味で重大な課題の克服に直面している。さらに地球環境問題の深刻化、少子高齢化、グローバル化の進展といった課題を抱えて新たな時代に入っているといえる。

また土木学会は2014年に創立100周年を迎えようとしている。そこで公益社団法人への移行と創立100周年を、会員のみならず関心のある方々全員の参画のもとに、社会に貢献する土木のあり方を原点に立ち返って検討して、社会にアピールするとともに実行してゆく機会としたい。この検討の出発点となる論点として、先述の公益法人移行準備会議において取りまとめた「宣言：公益社団法人への移行にあたって」を別稿で紹介しているので参照されたい。

学会の活動の社会への貢献を拡充し、社会からの評価・期待が高まることで、その構成員の社会からの評価も高まり、多くの土木技術者が学会活動に積極的に参画する動機となるであろうし、寄付の拡大など財政の強化にもつながるといった好ましいスパイラルの発現を期待している。

表-1 事業にかかる定款条文、細則抜粋及び公益目的事業の内容

(1) 土木学会の事業に関する新旧定款対比

旧定款	新定款
<p>(事業) 第5条 この学会は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。 (3) 土木工学に関する調査、研究ならびに奨励、援助 (6) 土木工学の発展に資する国際活動 (9) 土木工学に関する建議ならびに諮問に対する答申 (2) 会誌その他土木工学に関する図書、印刷物の刊行 (1) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施 (4) 土木工学に関する学術、技術の評価 (5) 土木工学に関する啓発および広報活動 (7) 土木関係情報、図書、その他資料の収集・保管および社会への情報提供 (8) 土木図書館の運営および管理 (10) その他目的を達成するために必要なこと。</p>	<p>(事業) 第4条 学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 土木工学に関する調査、研究 (2) 土木工学の発展に資する国際活動 (3) 土木工学に関する建議並びに諮問に対する答申 (4) 会誌その他土木工学に関する図書、印刷物の刊行 (5) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施 <u>(6) 土木工学に関する奨励、援助</u> <u>(7) 土木工学に関する学術、技術の評価</u> <u>(8) 土木技術者の資格付与と教育</u> <u>(9) 土木に関する啓発及び広報活動</u> <u>(10) 土木関係資料の収集・保管・公開及び土木図書館の運営</u> (11) その他目的を達成するために必要なこと。</p>

(2) 細則—抜粋—

第8条 定款第4条に規定する事業のうち公益目的事業、収益事業及び共益事業に相当する事業はそれぞれ以下のとおりとする。

(1) 公益目的事業

- 1) 調査研究事業
- 2) 講演会等事業
- 3) 表彰・助成事業
- 4) 評価・資格事業
- 5) 広報・啓発事業
- 6) 図書館事業

(2) 収益事業

(3) 相互扶助等事業

(3) 公益事業の内容（土木学会公移行認定申請書より）

公1：調査研究事業

人々の安全・安心で快適な暮らしや社会経済の発展に資するため、上下水道、交通施設、防災施設などの社会基盤に関わる研究者・技術者から構成される調査研究委員会において、基礎学問から応用技術に至る広範な専門的調査研究、災害現地調査等を行い、その成果を技術基準その他図書・印刷物、学会誌等により公開し、必要に応じ建議・答申を行う事業

公2：講習会等事業

学術・技術の向上とその普及に資するため、研究発表会や講演会、講習会、見学会、出前講座等の行事を開催し、調査研究委員会の活動成果等を公表する事業

公3：表彰・助成事業

学術・技術の振興に資するため、土木に関し国内外で功績のあった人物・事業・研究開発や優れた研究論文・著作等を表彰・奨励するとともに、有望な学術研究等を助成する事業

公4：技術力評価事業

技術やそれを支える技術者を学会として独自に評価し、その育成に資するため、土木に関する新しい技術を評価・認定する制度、専門的経験を有する土木技術者を登録する制度、専門的能力と倫理観を有する土木技術者に資格を付与する制度、土木技術者の継続的な研鑽を支援する継続教育制度などに関する事業

公5：資格等事業

自然と人とのかかわりや安全・安心で快適な暮らしを支える社会基盤への理解の増進に資するため、「土木の日」等の行事により社会基盤に関する啓発及び広報活動を行う事業

公6：図書館事業

学術・技術に関する文献等の資産を蓄積し、利活用に資するため、土木に関する図書、映像、写真をはじめとする資料を収集・整理・保管し、公開する土木図書館の事業

表-2 公益目的事業の分類（定款と学会の事業分類、ガイドラインの事業区分の関係：表の中の1（1）等の表示は対応する学会の小事業名を示す）

		I 公益目的事業の事業区分 (公益認定等ガイドラインによる区分)																		対応小事業名 対応する定款の事業(斜体は定款上の新設事業)	
		1 検査 検定	2 出版物 発行	3 講座、セミナー、 育成	4 体験活動等	5 相談、助言	6 調査、資料 収集	7 技術開発、 研究開発	8 キャンペーン、 〇〇月	9 展示会、〇〇 ショー	10 博物館等の 展示	11 施設の見学	12 資金貸付、 借付保証等	13 助成	14 表彰、 コンクール	15 助成会	16 自主公演	17 主催公演	18 その他		
II 学会の事業名(業)	【公1】 調査研究事業						1(1) 1(1) 1(1)												1(1)調査研究 1(2)公益委託研究 1(3)社会支援 1(4)公益出版 1(5)会誌発行	(1)土木工学に関する調査、研究 (2)土木工学の発展に資する国際活動 (3)土木工学に関する地域並の活動に対する等申	
	【公2】 講習会等事業			2(1) 2(2) 2(3)															2(1)講習会等行事* 2(2)学術講演会等* 2(3)教育支援等	(5)土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施	
	【公3】 表彰・助成事業													3(6) 3(7)	3(1) 3(2) 3(3) 3(4) 3(5)				3(1)表彰 3(2)論文集発行* 3(3)吉田博士記念基金* 3(4)田中博士記念基金* 3(5)土木振興基金* 3(6)学術振興基金* 3(7)学術文化*	(6)土木工学に関する奨励、援助	
	【公4】 技術力評価事業	4(1) 4(2)																	4(1)技術評価 4(2)技術者登録	(7)土木工学に関する学術、技術の研鑽	
	【公5】 資格等事業			5(1) 5(2)															5(1)技術者資格制度 5(2)継続教育	(8)土木技術者の資格付与と教育	
	【公6】 広報・啓発事業								6(1)										6(1)土木の日等*	(9)土木工学に関する啓発及び広報活動	
	【公7】 図書館事業						7(1)												7(1)図書館等	(10)土木関係情報、図書、その他資料の収集・保管、社会への情報提供及び土木図書館の運営・管理	

(備考) 対応小事業名の*印は、現在の会計処理がそのまま対応するもの。

表-3 土木学会の「公益出版事業」の定義

- 土木学会の出版物を公益出版物と収益出版物とに分類し、それらを出版する事業をそれぞれ公益出版事業、収益出版事業と呼ぶ。
- 公益出版物とは、以下の項目をすべて満たすものをいう。
 - 理事会が承認した委員会等が実施する公益目的事業の活動成果に基づく出版物であること
 - 上記活動成果の普及をはかることを目的とした、以下のいずれかに分類される出版物であること
 - 委員会活動成果報告書

- ② シンポジウム講演論文集、セミナー・講習会テキスト
 - ③ 土木学会論文集
 - ④ 土木学会誌
 - ⑤ 示方書・指針類
 - ⑥ 啓発書等
- (3) 販路を会員に限定していないこと
- (4) 高額な執筆料などを設定していないこと
3. 収益出版物とは、公益出版物以外の出版物をいう。

表-4 土木学会の「公益受託事業」の定義

土木学会の受託事業（委託契約及び請負契約による受注事業）を公益受託事業と収益受託事業に分類し以下のとおり定義する。

1. 公益受託事業¹⁾とは、以下の項目をすべて満たすものをいう。
 - (1) 目的

学術・技術等に関する、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「法人法」という。）第2条第4号に規定された公益目的事業²⁾のいずれかで、かつ、定款第3条に規定する土木学会の目的に沿っており、その成果が広く世の中に益するものであること
 - (2) 内容

土木工学及び関連する分野の調査研究であり、かつ、専門的な学識・技術・経験を要するものであり、理事会が承認した委員会等が実施するものであること
 - (3) 収支

売り上げなどの収入と事業に必要な直接経費及び一般経費（管理費）などの支出とが適正な関係であること
 - (4) 公表

調査成果が、国家機密など特段の理由がある場合を除き、社会に公表されること
2. 収益受託事業とは、公益受託事業以外の受託事業をいう。（平成20年度の実績では該当するものはない）

注

- 1) 理事会の承認を得た契約事業であることを条件とする。
- 2) 認定法第2条第4号に規定された公益目的事業のうち、特に関係の深い事業は、以下のとおり。
 - ① (1)学術及び科学技術の振興を目的とする事業
 - ② (11)事故又は災害の防止を目的とする事業
 - ③ (16)地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
 - ④ (17)国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
 - ⑤ (19)地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - ⑥ (21)国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業